

一般社団法人ディバースライン

パートタイム従業員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、パートタイム従業員の給与についての基準や手続きの方法を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 給与の種類は、次のとおりである。

- ① 基本給
- ② 諸手当
- ③ 賞与

(給与の基準)

第3条 パートタイム従業員の給与の時間単価、日単価は下記の基準による。

種別	日単価
特殊作業員A	10,000円
特殊作業員B	11,000円
特殊作業員C	12,000円
特殊作業員D	13,000円
特殊作業員E	14,000円
特殊作業員F	15,000円

種別	時間単価
事務・管理職員A	1,100円
事務・管理職員B	1,200円
事務・管理職員C	1,300円

(給料の支払と控除されるもの)

第4条 給料は、全額、銀行振り込みでパートタイム従業員に支払う。

2 前項の規定にかかわらず、給与からはつぎのものを控除する。

- ② 源泉所得税

- ① 健康保険と厚生年金の保険料、雇用保険料などの社会保険料（加入者のみ）
- ② 特別徴収の住民税（該当者のみ）

（給料の計算期間）

第5条 給料の計算期間は、前月21日から当月20日までとする。

（給料の支払日）

第6条 給料の支払は、毎月25日とする。ただし、当日が休日のときはその前日に支払う。

（給料支払いの原則）

第7条 給料は実際に働いた時間に対して支払う。遅刻、早退、私用外出等で働かなかった時間については支払わない。

（昇給およびその時期）

第8条 1年以上勤務するパートタイム従業員は、能力、勤務成績、会社の業績に基づいて昇給を行うことがある。

2 昇給は毎年4月に定期的に行う。したがって、4月時点で1年に満たないパートタイム従業員は原則として昇給しない。

（特別昇給）

第9条 勤務成績がとくに優秀であると認めたパートタイム従業員については、前条第2項の規定にかかわらず特別昇給させることがある。

（残業手当）

第10条 残業手当は、それぞれのパートタイム従業員が決められた働く時間を超えたときに支給する。

2 残業手当の額は、残業した時間に時間給を掛けた額である。ただし、働く所定の時間と残業時間の合計時間が8時間を超えたときは、超えた時間につき2割5分増しとなる。

（賞与）

第11条 賞与は、会社の業績によりパートタイム従業員の勤務成績などを考慮して支給する。ただし、賞与支給時で勤続年数1年未満の者には支給しない。また、業績により支給できないときもある。

2 賞与の支給の対象は、支給日に在籍する者とする。

3 支給の時期は、原則として夏期と年末である。ただし、都合によって支給の時期を変更することがある。

4 支給についての、パートタイム従業員の勤務成績などを算定する期間は、つぎのとおりとする。

夏期賞与 11月21日から 5月20日まで

年末賞与 5月21日から11月20日まで

(退職金)

第12条 パートタイム従業員には勤続年数の長短によらず、退職金はない。

付 則

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。